

3 資料編

◆ 調査票 ◆

山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査

県民の皆様

日頃から県政の推進につきましては、ご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、県では、県内にお住まいの20歳以上の男女の中から、無作為に抽出した3,000人を対象として、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」を実施することとなりました。

この調査は、皆さんの日頃の生活や考え方をおたずねして、今後の男女共同参画施策を充実させていくための基礎資料とするものです。

この調査でお聞きしたことは、すべて統計的に数字として処理しますので、個人の回答が外部に漏れることは一切ございません。

お忙しいところ、たいへん恐れ入りますが、どうか本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

平成27年9月
山 梨 県

ご記入にあたって

- 1 この調査は、封筒の宛名のご本人がお答えくださるようお願いいたします。
- 2 お答えは、該当する番号、記号に○をつけてください。
- 3 質問ごとにお答えいただく数やお選びいただく項目が違いますのでご注意ください。
- 4 この調査は、9月30日(水)までに、同封の返信用封筒に入れて返送してください。
- 5 この調査にお答えいただくにあたって、わからないことなどがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先： 山梨県県民生活・男女参画課
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
電 話 055-223-1358

はじめに

まず、調査を統計的に分析するために、あなた自身のことについておたずねします。

【全員にお聞きします。】

F 1 あなたの性別はどちらですか。(○は1つ)

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

【全員にお聞きします。】

F 2 あなたの年齢(平成27年9月1日現在の満年齢)はいくつですか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 20歳～29歳 | 2 30歳～39歳 | 3 40歳～49歳 |
| 4 50歳～59歳 | 5 60歳～69歳 | 6 70歳以上 |

【全員にお聞きします。】

F 3 あなたが現在お住まいの地域はどこですか。(○は1つ)

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 甲府 | 2 峡中(甲斐市、南アルプス市、中央市、昭和町) |
| 3 峡東(山梨市、笛吹市、甲州市) | 4 峡南(市川三郷町、南巨摩郡) |
| 5 峡北(韮崎市、北杜市) | |
| 6 富士北麓・東部(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡) | |

【全員にお聞きします。】

F 4 あなたの職業は何ですか。(○は主なもの1つ)

※出産休暇、育児休業中の場合は、休暇・休業に入る前の職業についてご回答ください。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 法人・団体役員 |
| 2 自営業主〔農林漁業、商工サービス業、自由業、家庭内職者など〕 |
| 3 家族従業者 |
| 4 雇用者《常勤(フルタイム)》〔管理職、技術職、事務職、労務職など〕 |
| 5 雇用者《パートタイム(パート、アルバイト、嘱託その他)》 |
| 6 専業主婦・専業主夫 |
| 7 無職(学生を含む) |

【全員にお聞きします。】

F 5 あなたは結婚していますか。(○は1つ)

- | | | | |
|--------------|------|------|------|
| 1 既婚(事実婚を含む) | 2 離別 | 3 死別 | 4 未婚 |
|--------------|------|------|------|

【全員にお聞きします。】

F 6 あなたはお子さんがありますか。いる場合は、お子さんの人数をご記入ください。(○は1つ)

- | | |
|---------------------|------|
| 1 いる () 人 | 2 ない |
|---------------------|------|

F 6で「1 いる」と答えた方のみにお聞きします。

---> F 7 あなたのお子さんの年齢層はどれですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------------|-------------|-------|
| 1 3歳未満 | 2 3歳以上から就学前 | 3 小学生 |
| 4 中学生以上から19歳以下 | 5 成人(20歳以上) | |

★ 男女平等・男女の地位について

【全員にお聞きします。】

問1 あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(A～Eについて○はそれぞれ1つ)

	男性優遇	男性優遇 どちらかという	平等	女性優遇 どちらかという	女性優遇	わからない
A 家庭生活において	1	2	3	4	5	6
B 学校生活において	1	2	3	4	5	6
C 職場内において	1	2	3	4	5	6
D 地域において	1	2	3	4	5	6
E 社会全体において	1	2	3	4	5	6

F5で「1 既婚(事実婚を含む)」と答えた方のみにお聞きします。

問2 あなたの家庭では、次のような家事等や最終決定を主にどなたが担当しているでしょうか。

(A～Jについて○はそれぞれ1つ)

	自分	配偶者	自分と配偶者が 同じ程度	夫婦以外の家族	ホームヘルパー等の 外部サービス	家族全員	該当なし*
家事等の分担	A 掃除	1	2	3	4	5	6
	B 洗濯	1	2	3	4	5	6
	C 食事のしたく	1	2	3	4	5	6
	D 育児	1	2	3	4	5	6
	E 高齢者などの介護	1	2	3	4	5	6
	F 授業参観などの学校行事への参加	1	2	3	4	5	6
	G 地域の行事(自治会等)などの活動	1	2	3	4	5	6
最終決定	H 高額な商品(テレビ家具等)の購入	1	2	3	4	5	6
	I 財産の管理	1	2	3	4	5	6
	J 子どもの教育・就職	1	2	3	4	5	6

*「該当なし」とは…
「E 高齢者などの介護」の場合、家庭内に介護を必要とする高齢者がいない場合など。

【全員にお聞きします。】

問3 あなた、あなたの配偶者が、1日のうちで家事、育児、介護に費やす平均時間をご記入ください。
 (配偶者がいない場合は、下記のうち(1)女性、(2)男性どちらかのみご記入ください。)

～家事とは～

炊事、食事の後片づけ、掃除、洗濯、衣類整理、家計簿の記入、庭の草取り、通勤・通学などの送迎、単身者が行う炊事・洗濯・掃除等、家族の身の回りの世話(但し、小学校入学前の子どもの世話は育児に含まれる。)

～育児とは～

乳幼児・小学校入学前の子どもの身の回りの世話、子どものつきそい、子どもの勉強相手、子どもの遊び相手

～介護とは～

日常生活における家族・親族の入浴・トイレ・移動・食事などの手助け、看病、一時的な病気などで寝ている家族の介護・看護

		(1) 女性	(2) 男性
平日	家事時間	() 時間 () 分	() 時間 () 分
	育児時間	() 時間 () 分	() 時間 () 分
	介護時間	() 時間 () 分	() 時間 () 分
休日	家事時間	() 時間 () 分	() 時間 () 分
	育児時間	() 時間 () 分	() 時間 () 分
	介護時間	() 時間 () 分	() 時間 () 分

【全員にお聞きします。】

問4 あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛成ですか、反対ですか。
 (○は1つ)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 賛成である | 2 どちらかといえば賛成である |
| 3 どちらかといえば反対である | 4 反対である |
| 5 わからない | |



★ 仕事と家庭・社会活動とそのバランスについて

【全員にお聞きします】

問5 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。(〇は1つ)

- 1 女性は職業をもたない方がよい
- 2 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 4 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 5 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 6 その他 ()
- 7 わからない

【全員にお聞きします】

問6 仕事との関係において、家庭生活または地域・個人の生活(地域活動・学習・趣味・つきあい等)をどのように位置づけるかということについてお聞きします。

(1) まず、女性については、どのような係わり方が望ましいと思いますか。(〇は1つ)

- 1 家庭生活又は地域・個人の生活よりも、仕事に専念する
- 2 家庭生活又は地域・個人の生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を同じように両立させる
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域・個人の生活を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活又は地域・個人の生活に専念する
- 6 わからない

(2) それでは、男性については、どのような係わり方が望ましいと思いますか。(〇は1つ)

- 1 家庭生活又は地域・個人の生活よりも、仕事に専念する
- 2 家庭生活又は地域・個人の生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を同じように両立させる
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域・個人の生活を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活又は地域・個人の生活に専念する
- 6 わからない

(3) 続いて、現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか。(〇は1つ)

- 1 家庭生活又は地域・個人の生活よりも、仕事に専念する
- 2 家庭生活又は地域・個人の生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活又は地域・個人の生活と仕事を同じように両立させる
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域・個人の生活を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活又は地域・個人の生活に専念する
- 6 わからない

【全員にお聞きします】

問7 あなたは今後、男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動等への参加をするために必要なことは何だと思えますか。(〇は3つまで)

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性自身の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 職場の中で、男性による家事、育児、介護、地域活動について理解し、支援すること
- 6 労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多くもてるようにすること
- 7 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること
- 8 研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
- 9 男性が育児や介護、地域活動を行うための、仲間づくりを進めること
- 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 その他 ()
- 12 特に必要なことはない

【全員にお聞きします】

問8 あなたは現在、家庭の外で(仕事以外に)何か活動をしていますか。(〇はいくつでも)

- 1 グループや団体に属して、ボランティア活動やまちづくり活動などを行っている
- 2 個人でボランティア活動やまちづくり活動などを行っている
- 3 PTAの役員・委員を行っている
- 4 自治会、女性団体などの地域活動を行っている
- 5 スポーツサークル活動を行っている
- 6 スポーツ以外の趣味活動、文化・教養・学習活動を行っている
- 7 活動していない(活動したいとは思わない)
- 8 活動していない(活動したい)

問8で「8 活動していない(活動したい)」と答えた方のみにお聞きします。

問9 活動したいのに活動していない理由は何ですか。(〇は3つまで)

- 1 仕事が多忙なので
- 2 家事、育児、介護で忙しいので
- 3 健康や体力に自信がないので
- 4 どんな活動があるのか知らないので
- 5 グループなどへの加入方法がわからないので
- 6 家族の理解が得られないので
- 7 高齢なので
- 8 車の運転ができないので
- 9 経済的余裕がないので
- 10 その他 ()

【全員にお聞きします】

問12 男女が共に、家庭生活と、仕事など他の活動を両立していくためには、どのような環境整備が必要だと思いますか。（〇は3つまで）

- 1 保育所や学童保育の整備、保育時間の延長
- 2 年間労働時間の短縮
- 3 代替要員の確保など、男女を問わず育児・介護休業制度を利用しやすくする職場環境の整備
- 4 周囲の人が、仕事と家庭の両立の必要性を認識し、理解と協力を示すこと
- 5 育児・介護休業中の賃金や手当など経済的支援の充実
- 6 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度の導入
- 7 子育てや介護などを理由に退職した職員を元の職場で再雇用する制度の導入
- 8 パート、アルバイトなどの労働条件の改善
- 9 家事を家族が協力し合って行うこと
- 10 その他（)

【全員にお聞きします】

問13 あなたが、次にあげるような職業や役職において今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。（〇はいくつでも）

- 1 都道府県、市（区）町村の首長
- 2 国会議員、都道府県議会議員、市（区）町村議会議員
- 3 国家公務員・地方公務員の管理職
- 4 裁判官、検察官、弁護士
- 5 大学教授、研究者
- 6 国連などの国際機関の管理職
- 7 企業の管理職
- 8 起業家・経営者
- 9 労働組合の幹部
- 10 農協の役員
- 11 新聞・放送の記者
- 12 自治会長、町内会長等
- 13 特にない
- 14 その他（)
- 15 わからない



【全員にお聞きします】

問15(2) あなたは「男女共同参画社会」と聞いたとき、どんな社会をイメージしますか。あなたのイメージに近いものをご回答ください。(〇はいくつでも)

1 暮らしやすい社会	2 活気がある社会
3 公正な社会	4 窮屈な社会
5 混乱した社会	6 男性の尊厳が損なわれる社会
7 女性が優遇される社会	8 全ての人が尊重される社会
9 その他 ()

【全員にお聞きします】

問16 男女共同参画社会を実現するために、山梨県が行う施策の重要度についてあなたはどうお考えですか。(A～Nについて〇はそれぞれ1つ)

	大変重要である	重要である	それほど重要でない	重要ではない
A 男女共同参画について学ぶ講座の充実	1	2	3	4
B 女性が再就職するための研修等の充実	1	2	3	4
C 女性が社会活動をするための研修等の充実	1	2	3	4
D 女性の起業やコミュニティビジネス創出研修の充実	1	2	3	4
E 女性のための相談窓口の充実	1	2	3	4
F 男性が家事や地域活動を行うための研修等の充実	1	2	3	4
G 男女が互いを人として尊重する学校教育の充実	1	2	3	4
H 国際的な男女共同参画に関する情報の提供	1	2	3	4
I 企業トップの意識改革のための研修の充実	1	2	3	4
J 行政の各種委員会、審議会への女性の登用	1	2	3	4
K 女性の活動を支援する団体と行政との協働	1	2	3	4
L 地域リーダーとなる女性を育成する研修の充実	1	2	3	4
M 男女共同参画推進のための拠点施設の充実	1	2	3	4
N 自治会長などの地域リーダーの意識改革のための研修の充実	1	2	3	4

F5で「1 既婚（事実婚を含む）」「2 離別」「3 死別」と答えた方のみにお聞きします。

問19 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。
 (A～Dについて○はそれぞれ1つ)

また、《これまで》に「1、2度あった」「何度もあった」に○をつけた方は、それぞれの項目について、《この1年間》の状況もお答えください。(A～Dについて○はそれぞれ1つ)

	《これまで》			➔	《この1年間》		
	まったく ない	1・2 度あ った	何 度も あ った		ま た く た く な い	1・ 2 度 あ っ た	何 度 も あ っ た
A なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をうけた	1	2	3		1	2	3
B あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動をうけた	1	2	3		1	2	3
C 人格を否定されるようなひどい暴言をうけた	1	2	3		1	2	3
D いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3		1	2	3

次の問20～問24までは、上記問19のA～Dのうち、1つでも「2 1・2度あった」「3 何度もあった」と回答した方にお聞きする質問です。すべて「1 まったくない」と答えた方は、問25へお進みください。

問19で1つでも「2 1・2度あった」「3 何度もあった」と回答した方のみにお聞きします。

問20 あなたはこれまでに、その相手の行為によって、命の危険を感じたことがありますか。(○は1つ)

1 感じた	2 感じなかった
-------	----------

問19で1つでも「2 1・2度あった」「3 何度もあった」と回答した方のみにお聞きします。

問21 あなたが、その相手からの行為をうけた時に、あなたのお子さん(18歳未満)はそれを目撃していましたか。(○は1つ)

1 目撃していた	2 目撃していない
3 目撃していたか、いないかはわからない	4 その時、18歳未満の子どもはいなかった

問19で1つでも「2 1・2度あった」「3 何度もあった」と回答した方のみにお聞きします。

問22 その相手は、あなたのお子さん(18歳未満)に対して、同じような行為をしたことがありましたか。(○は1つ)

1 あった	2 なかった
3 わからない	4 その時、18歳未満の子どもはいなかった

問 19 で1つでも「2 1・2度あった」「3 何度もあった」と回答した方のみにお聞きます。

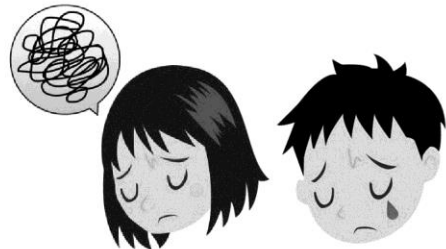
問 23 あなたはこれまでに、あなたの配偶者からうけた行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(〇はいくつでも)

- 1 友人・知人に相談した
- 2 家族や親戚に相談した
- 3 警察に連絡・相談した
- 4 医師に相談した
- 5 裁判所に相談した
- 6 女性相談所に相談した
- 7 県保健福祉事務所、地域県民センターに相談した
- 8 男女共同参画推進センターに相談した
- 9 市町村(福祉事務所等)に相談した
- 10 民間の機関(弁護士会、民間シェルター、法テラスなど)に相談した
- 11 法務局、人権擁護委員に相談した
- 12 その他 ()
- 13 どこ(だれ)にも相談しなかった

問 23 で「13 どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した方のみにお聞きます。

問 24 どこ(だれ)にも相談しなかった理由は何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 どこへ相談していいかわからなかった
- 2 相談するほどのことではないと思った
- 3 相談してもむだだと思った
- 4 自分にも悪いところがあると思った
- 5 恥ずかしくてだれにも言えなかった
- 6 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った
- 7 親や他人を巻き込みたくなかった
- 8 そのことについて思い出したくなかった
- 9 世間体が悪い
- 10 相談したことがわかると、仕返しをうけたり、問題がこじれると思った
- 11 相談相手の言動で不快な思いをすと思った
- 12 その他 ()



【全員にお聞きします】

問 25 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。

(○はいくつでも)

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
- 2 学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
- 3 地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
- 4 メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 5 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
- 6 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
- 7 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う研修や啓発を行う
- 8 加害者への罰則を強化する
- 9 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、コンピュータソフトなど）を取り締まる
- 10 その他 ()
- 11 特になし

【全員にお聞きします】

問 26 男性も女性も、個性と能力を発揮して生き生きと暮らしていく社会の実現のために、あなたが日頃考えていらっしゃるものがあれば、自由にお書きください。

長時間にわたり調査にご協力いただき、ありがとうございました。

**ご回答いただきました調査票は、9月30日（水）までに、
同封の返信用封筒に入れてご返送ください（切手は不要です）。**

「男女共同参画社会」とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査
結果報告書

平成 28 年 2 月

発行：山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL：055-223-1358 FAX：055-223-1354